

議案第23号

和解及び損害賠償の額の決定について

和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

- 1 事 件 名 令和3年（ネ）第78号損害賠償請求控訴事件
- 2 当 事 者 損害賠償請求者
南風原町字〇〇〇〇〇番地 A氏
損害賠償支払者
南風原町字兼城686番地 南風原町
- 3 事件の概要 本件は、平成24年度に宮平学校線街路整備事業に伴い所有地の一部を取得する土地売買契約を締結した。その後本件事業の拡張工事において所有地との間に高低差が生じ、間口が小さくなることを説明しなかったことから土地価格低下の固定資産評価額928万7936円とそれに対する遅延金等の支払いも求める訴訟である。
- 4 和解の内容 別紙のとおり
- 5 損害賠償額 4,000,000円

令和4年3月29日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

（提案理由）

上記事件について、和解し損害賠償の額を決定する必要があるため提案する。

別紙

和 解 の 内 容

福岡高等裁判所那覇支部民事部より提示された和解調書に基づき、下記の内容で和解したい。

記

- 1 控訴人は、被控訴人に対し、本件解決金として400万円の支払義務があることを認める。
- 2 控訴人は、被控訴人に対し、前項の金員を、令和4年6月30日限り、〇〇銀行〇〇支店の〇〇〇〇〇名義の普通預金口座（口座番号〇〇〇〇〇〇）に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は控訴人の負担とする。
- 3 控訴人及び被控訴人は、本件訴訟の内容及び経過につき、みだりに第三者に対し口外しないこととする。
- 4 被控訴人は、控訴人に対するその余の請求を放棄する。
- 5 控訴人及び被控訴人は、控訴人と被控訴人との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 6 訴訟費用は、第1、2審を通じて各自の負担とする。

以上